

第81期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2025年1月25日（土曜日）午前10時



場 所

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

【株主の皆様へ】

- ・本年度についても、会場でのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。
- ・本総会の様子をご自宅等でご覧いただけるよう、株主総会后（2025年2月1日予定）にインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hi-lex.co.jp/>）にて映像を事後配信いたします。配信に際しては、株主様の音声・画像等のプライバシーに配慮いたします。詳細は、当社ウェブサイト上のお知らせをご参照いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

会社提案議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主提案議案

- 第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）廃止の件
- 第5号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件
- 第6号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
- 第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件
- 第8号議案 剰余金の処分の件
- 第9号議案 自己株式の取得の件
- 第10号議案 剰余金処分の件

目次

■第81期定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	5
■事業報告	26
■連結計算書類	45
■計算書類	47
■監査報告書	49

証券コード 7279
2025年1月6日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市栄町一丁目12番28号
株式会社ハイレックスコーポレーション
代表取締役社長 寺 浦 太 郎

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイト
にアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hi-lex.co.jp/shm/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7279/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイレックスコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「7279」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って2025年1月24日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月25日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間

ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」を参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第81期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主提案議案

- 第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）廃止の件
第5号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件
第6号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件
第8号議案 剰余金の処分の件
第9号議案 自己株式の取得の件
第10号議案 剰余金処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 会計監査人に関する事項
- ② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 個別注記表

従いまして、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年1月25日（土曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年1月24日（金曜日）
午後5時20分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年1月24日（金曜日）
午後5時20分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案～第10号議案は一部の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は12頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に賛成いただける場合												
議案	第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案	議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
会社提案	賛	賛		賛	株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否		否		否	否	否	否	否	否	否

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

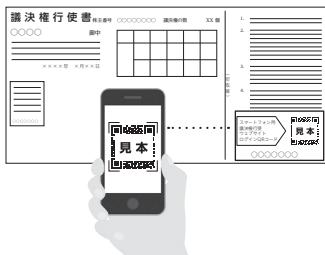
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案議案については賛、株主提案議案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

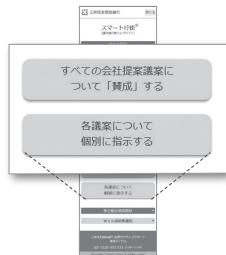
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

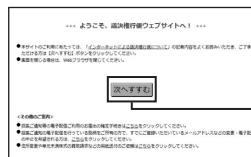
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案議案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保及び連結での配当性向にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通配当を1株につき金20円00銭とさせていただきたいと存じます。

総額750,895,400円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2025年1月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	属 性	氏名	当社における 現在の地位	取締役会 出席状況	取締役 在任期間 (本総会終結時)
1	再任	寺浦 太郎	代表取締役社長	12/12回	12年
2	再任 社外 独立	正木 靖子	取締役	12/12回	17年
3	再任 社外 独立	吉川 博巳	取締役	12/12回	4年
4	再任 社外 独立 外国籍	UENISHI KENJI	取締役	10/10回	1年

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

外国籍

外国籍取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>てら うら た ろう 寺 浦 太 郎 (1977年5月12日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p>	<p>2002年 9月 当社入社 2012年 1月 当社執行役員 2013年 1月 当社常務取締役 2013年12月 当社インドチェンナイ事業管掌 2018年 1月 当社専務取締役 2018年 6月 当社グローバル営業本部管掌兼欧州事業管掌 2020年 1月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO</p>	512,777株
<p>【取締役候補者とした理由】 寺浦太郎氏は、世界15ヶ国の拠点を軸に、その豊富な経験や知識を活かして事業のグローバルな展開における経営判断や意思決定を行い、自動車業界の大変革期における課題に果敢に挑戦する等、当社グループが今後も持続的な成長を果たすうえで、適切な経営判断と意思決定が期待できると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p>まさ き やす こ 正 木 靖 子 (1955年4月8日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p>1982年 4月 弁護士登録(神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)) (現任) 2004年 4月 関西学院大学大学院司法研究科教授 2008年 1月 当社取締役(現任) 2008年 4月 兵庫県弁護士会会長 2011年 4月 日本司法支援センター(法テラス)兵庫地方事務所所長 2013年 4月 近畿弁護士会連合会理事長 2014年 6月 生活協同組合コープこうべ員外監事(現任) 2018年 3月 株式会社ノーリツ社外監査役 2018年 4月 日本弁護士連合会副会長 2019年 3月 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役(監査等委員)</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 正木靖子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、また複数の弁護士会で要職を歴任される等、豊富な経験と深い見識を有しておられます。当社においては、社外取締役として、豊富な経験を活かし、法律の専門家としての有益な提言をいただき、また指名報酬委員会の委員として出席し、積極的に意見を述べていただきました。 上記の理由から、当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただき、また、独立社外取締役かつ任意の機関である指名報酬委員会の委員としての的確な関与・助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>よしかわひろみ 吉川博巳 (1953年5月13日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1976年4月 大塚製薬株式会社入社 2001年7月 大塚製薬株式会社取締役 2007年7月 大塚製薬株式会社常務取締役 2009年4月 株式会社大塚製薬工場専務取締役 2017年3月 株式会社大塚製薬工場顧問 2017年9月 株式会社エムネス取締役 2018年11月 株式会社エムネス取締役COO 2021年1月 当社取締役(現任) 2021年2月 株式会社CureApp顧問 2021年5月 株式会社CureApp社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CureApp社外取締役</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉川博巳氏は、複数の企業で取締役等の要職を歴任し、他業界における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 当社においては、社外取締役として、当社取締役会における経営判断及び経営監督の妥当性・適正性の確保に重要な役割を果たしており、企業経営者としての豊富な経験を活かした有益な助言・提言を行っております。 上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>ウエニシケンジ UENISHI KENJI (1953年8月11日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>外国籍</p>	<p>1983年6月 Acoustic Technology Inc. (米国)入社 1985年7月 Vigyan Associates Inc. (米国)入社 1987年7月 GE Aviation(米国)入社 1997年3月 GE Aviation(米国)日本支社長 2008年1月 GE Energy(米国)アジア太平洋地域社長 2013年10月 株式会社LIXIL取締役専務執行役員 2017年7月 株式会社ザクティ代表取締役社長 2019年1月 株式会社プライスハプルジャパン取締役(現任) 2024年1月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プライスハプルジャパン取締役</p>	<p>10,000株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 UENISHI KENJI氏は米国籍であり、米国NASA(National Aeronautics and Space Administration)関連企業における研究技術職の経験を経て、長年にわたって海外の多国籍コングロマリット企業において、複数の国・地域をまたがる担当事業を統括する上で、異なる人種、言語、文化を持つ多くのチームを結束させ、同企業の大きな事業成長に寄与しました。その後、これら経験で培われた知見を活かし、様々な企業の取締役等を歴任してきました。 上記の理由から当社の経営全般にわたる課題の指摘や提言をいただくことにより、当社の持続的な成長、企業価値の向上、経営の健全性の確保並びにコーポレート・ガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 正木靖子、吉川博巳及びUENISHI KENJIの3氏は社外取締役候補者であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって正木靖子氏は17年、吉川博巳氏は4年、UENISHI KENJI氏は1年となります。
3. 正木靖子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、正木靖子、吉川博巳及びUENISHI KENJIの3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、正木靖子、吉川博巳及びUENISHI KENJIの3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」42頁に記載のとおりです。本総会において、各候補者が原案どおり選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役上田隆司及び後藤研了の両氏の補欠監査役として島尾恵理氏を選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案による選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきますと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数			
しま お え り 島尾恵理 (1963年1月26日生)	1994年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) (現任) 2017年4月 大阪弁護士会副会長 2017年4月 近畿弁護士会連合会理事 2020年4月 読売テレビ番組審議会委員 (現任) 2021年2月 一般財団法人大阪つばさ奨学基金代表理事 (現任) 2023年4月 日本弁護士連合会常務理事 2024年4月 西日本地区入国者収容所等視察委員会 (現任)	一株			
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table>	新任	社外	独立		
新任	社外	独立			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 島尾恵理氏は、補欠の社外監査役候補者であります。当社は、候補者が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 島尾恵理氏は、弁護士としての経験が豊富であり、大阪弁護士会の副会長や日本弁護士連合会の常務理事といった要職を歴任され、現在は読売テレビ番組審議会委員や西日本地区入国者収容所等視察委員といった要職に就任されており、広範囲に渡って活躍されております。法律の専門家として培われた高度な専門的知識と企業や公的施設の諮問機関で培われた幅広い見識を当社の監査体制に反映していただくことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者としたしました。なお、島尾恵理氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 島尾恵理氏が社外監査役として就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は、事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」42頁に記載のとおりです。島尾恵理氏が社外監査役として就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 当社の取締役および監査役に対し、特に期待する分野

当社の取締役および監査役が有する専門性と経験に基づき、当社が各氏に特に期待する分野を記載しており、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

(本定時株主総会の終結後の予定)

氏名	当社における地位	ジェンダー	国籍	社外	指名報酬委員会	独立委員会※	特に期待する分野					
							企業経営	経営戦略	リスク管理	法務	財務	企業理念
寺浦 太郎	代表取締役社長	男	日本		●		●	●				●
正木 靖子	取締役	女	日本	●	●	●			●	●		
吉川 博巳	取締役	男	日本	●	●	●	●		●		●	
UENISHI KENJI	取締役	男	米国	●	●	●	●	●	●			
松本 耕一	常勤監査役	男	日本							●	●	
上田 隆司	監査役	男	日本	●		●			●		●	
後藤 研了	監査役	男	日本	●		●			●		●	

(※)当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）において、任意に設置したものであります。

< 株主提案議案（第4号議案から第10号議案まで） >

第4号議案から第10号議案までは、株主様2名からのご提案によるものであります。

各議案の提案内容（議案の要領）、及び提案の理由は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、本提案株主様から提出された原文のまま記載しております。

第4号議案 当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）廃止の件

1. 議案の要領

2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において継続が承認された「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「買収防衛策」という。）を廃止する。

2. 提案の理由

当社は上場の意義が問われている。当社株式は、解散価値である株価純資産倍率（PBR）が約0.3倍に過ぎず、大幅な1倍割れが常態化するどころか、投資有価証券を勘案した実質的な事業価値（EV）がマイナスとなる水準で株価が低迷を続けている。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社が買収された場合に、事業がタダで手に入るうえにお釣りが返ってくるという異常なバリュエーションを意味する。

キャピタル・アロケーション（資本の再配分）を無視した過剰資本がこの背景にあり、対応する資産としては、2024年7月末時点で、549億円の現預金、流動資産の有価証券で84億円、固定資産に468億円相当の投資有価証券がある。こうした金融投資資産の合計額は約1100億円に達し、2024年11月15日時点の時価総額の約190%に到達している。

にもかかわらず、株価や業績が低迷しても経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段である買収防衛策を当社は導入しており、コーポレートガバナンス上の問題が存在する。買収防衛策は、不適切に導入・運用されれば、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能するものであり、多くの機関投資家が買収防衛策の導入・継続に反対する。

当社が2024年6月に発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、株価のディスカウント要因となっている買収防衛策について触れられておらず、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスを放置したままに買収防衛策を継続するのは、上場企業の資格に疑問符を付けざるを得ない。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「買収防衛策」）の適切な導入・運用に関する懸念から、同買収防衛策の廃止を求めるものであります。

当社は、特定の者による当社株式の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の拡大につながるものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるもの、株主の皆様売却を事実上強制するもの、当社取締役会が代替案を提示するための十分な情報や検討期間を与えないもの、株主の皆様十分な検討を行うための時間と情報を提供しないもの、当社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者等との交渉を要するものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しております。

そこで、当社は、大規模な買付行為の是非につき最終的判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集・提供し、買付者等の意図する買収後の当社の経営方針が当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであるか否かを評価・検討することを可能とするルールが必要であり、また、かかる評価・検討の結果、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものであると判断される場合には買収提案の内容を改善すべく買付者等と交渉するとともに、必要に応じて対抗措置を講ずる必要があると考えます。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為が一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、その継続導入について2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会にお諮りし、承認をいただいております。

また、当該買収防衛策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任された独立委員会を設置しております。当社取締役会は、当該買収防衛策に定める対応策の判断に際しては、その合理性を担保するために独立委員会に諮問し、原則としてその勧告に従うこととなっております。さらに、当社の買収防衛策においては、大規模な買付行為に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくこともできるものとされており、また一定の場合には必ず株主の皆様のご意思を確認させていただくものとされております。

以上のことから、当社の買収防衛策は、経営者が自己保身を図る手段ではなく、当社の企業価値・株主共同の利益向上に必要なものとして、適切に導入・運用されていると判断しております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 (新設)	変更案
	<p style="text-align: center;"><u>第8章 株主資本コストの開示</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主資本コストの開示)</u></p> <p><u>第48条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</u></p>

2. 提案の理由

当社の自己資本比率は2024年7月末で約62%と高水準にあり、多額の現預金と投資有価証券がその背景にある。当社の過剰資本は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率（ROE）をもたらすが、当社が発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、具体的な資本コストやROE目標を掲げておらず、最適な資本構成に関する議論に乏しい。同開示は、事業基盤と成長基盤の強化を強調するが、資本コストをカバーしない事業の拡大は当社株式バリュエーションのディスカウントをさらに大きくするだけである。

PBRの1倍割れ解消に向けて、事業のハードルレートたる加重平均資本コスト（WACC）を計算するためには、株主から見た資本コスト（株主資本コスト）を把握することが第一歩となる。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

本議案は、当社が把握する株主資本コストをその算定根拠とともに開示する条文を定款に加えることを求めるものです。

一方でコーポレートガバナンス・コードの原則5-2においては、資本コストの数値自体の開示は求められておらず、収益力や資本効率に関する目標を提示する中で、投資家に対して、自社の資本コストについての考え方、計算式など算出の背景にある考え方や、収益力や資本効率に関する目標と資本コストがどのように関連しているかについて説明することが考えられるとされております。

当社は、2024年6月に開示しました、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」において、当社の現状に関する分析と、それに対する取組みを説明しており、その中には各種ステークホルダーとのエンゲージメントの拡充も含まれております。

当社は、資本コストの開示については、今後の株主・投資家との対話において、その時々々の事業環境や対話の状況等も踏まえて都度検討・対応していくことが適切であり、定款で一律に定めるべきではないと考えております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

1. 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 (新設)	変更案
	(報酬等) 第23条 (省略) <u>2 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u>

2. 提案の理由

PBR 1倍割れと実質的なEVマイナスが恒常化する当社においては、少数株主の利益を軽視していると言わざるをえない。しかも、株主価値向上の指針が不十分なままに、不適切に導入・運用されれば、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能する、買収防衛策を維持しており、当社の取締役会には、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、業績面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、少数株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるのが提案の趣旨である。

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（企業買収における行動指針33-34頁）としているが、当社の低迷している株価からすると、買収防衛策を導入している当社においては、企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組みが達成されているとは言えない。

対して、取締役の個別報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

役員報酬の決定方針につきましては、当社の事業報告「取締役及び監査役の報酬等の額」において適切に開示しております。

その内容については、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系として、グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとするを基本方針としております。当社における任意の諮問機関である指名報酬委員会が、取締役及び執行役員の報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

したがって、当社は報酬額の決定プロセスの客観性・透明性は担保されていると考えており、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-2①についても遵守していると判断しております。

また、会社の基本事項を定める定款において、取締役報酬の個別開示といった詳細事項を定めることは適切ではないと判断しております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更（政策保有株式の売却）の件

1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 (新設)	変更案 第9章 政策保有株式の売却
	<u>（政策保有株式の売却）</u> <u>第49条 当社は、2027年10月31日まで</u> <u>に、政策保有株式の全てを処分するものとす</u> <u>る。</u>

2. 提案の理由

買収防衛策の導入・更新を可能とするような安定株主工作及び恣意的な益出しの手段として機能する政策保有株式は、経営者の規律付けの弊害となるが、当社は、2023年10月末時点で約430億円もの政策保有株式を保有し、これは純資産の2割超に達する。

そもそも、政策保有株式は、リターン割にはボラティリティの高い非コア資産である。

「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）が提言・推奨するように、上場企業には、「目指すべきROE水準と資本コストへの認識を高める」（同13頁）ことが求められているが、当社の政策保有株式は事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しないROEをもたらす。

そこで、当社の政策保有株式の縮減を速やかに実施させるべく、一定の期限までに政策保有株式の全てを処分することを当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案するものである。当社の政策保有株式の流動性を鑑みるに、3年間という売却期間は十分な余裕をもって対応することができる期間である。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、政策保有株式について、株式保有管理規定に基づき毎年取締役会において取引関係の維持・強化及び金融取引等の安定化等、保有の便益とリスクを勘案の上で保有の適否を精査しており、継続保有に適しない株式については縮減を進めることとしております。

当社は、上記の方針に則り、過去5年間で総額101億円の売却を実施してまいりました。今後も、2024年6月に公表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」に記載の通り、政策保有株式の保有高について連結純資産比10%を目標に売却を継続してまいります。

本議案は、政策保有株式の全てについて、2027年10月31日までに処分する旨の規定を定款に新設することを求めるものですが、個々の銘柄の売却に際しては、投資先との取引関係、当社の財務状況、投資の計画等を踏まえた慎重な判断が必要と考えております。

また、会社の基本事項を定める定款において、本議案のような期限を設定して資産を処分する条文を定めることは適切でないと判断しております。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第8号議案 剰余金の処分の件

1. 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

- ア 配当財産の種類
金銭
- イ 1株当たり配当額
金41円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金41円）
- ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年10月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）
- エ 剰余金の配当が効力を生じる日
本定時株主総会の日
- オ 配当金支払開始日
本定時株主総会をの日の翌営業日から起算して、3週間後の日

2. 提案の理由

当社株式に対する極端な低評価は、最適なキャピタル・アロケーションを無視して、資本効率の悪化を招く多額の現預金や政策保有株式を中心とする投資有価証券を温存し、それらに対応する過剰資本を放置した結果である。株主資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスが長期化することで、企業・株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、本格的な株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定めるが、当社が2024年6月に発表した、「『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応』について」は、PBR改善に向けた数値的な具体性に欠け、当社は「株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明」することを怠っている、と言わざるを得ない。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記1. に記載のとおり、2024年10月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益から中間配当金額20円を差し引いた、1株当たり41円を株主に配当するよう提案するものである。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の配当政策は、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としており、環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮して実施してまいりました。

一方で、当社を取り巻く経営環境は、その主たる事業である自動車業界におきましては、電動化の流れが進み、当社に於いては主要製品であったコントロールケーブルの需要減少が続いています。一方で、自動車業界での部品のモジュール化が進み、当社を含む部品メーカーに求められるものが変化してきており、新しいビジネス機会が生まれています。

このような状況下において、当社は競争力のある製品の供給体制の強化を通じた顧客価値の向上や、新たな付加価値を持った新製品の開発といった施策を推し進め、安定した収益構造と資金創出力を強化し、将来に向かって当社グループを継続的に成長させ、企業価値を高めることが、最終的に株主の皆様への還元につながるかと判断しております。

本議案は、剰余金の配当等について、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せず、100%の配当性向を必要として、2024年10月期の当社業績見通しの1株当たり当期純利益から中間配当金額20円を差し引いた、1株当たり41円を株主に配当するよう提案するものです。この結果、当社の基本方針である長期的な安定配当の維持を阻害するおそれがあり、中長期の展望に基づく成長投資の実行にも影響が生じ、企業価値の向上に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第9号議案 自己株式の取得の件

1. 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数300万株、取得価格の総額48億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社の自己資本比率は2024年7月末で約62%と高水準にある。時価総額に対して不釣り合いに大きい金融投資資産や過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化し、実質的なEVマイナス幅が拡大する可能性も高い。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、現預金や本業に資さない投資有価証券を時価総額の約190%相当分も抱えているため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の20%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、自己株式の取得は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と、株主還元向上を図る手段として有効であると認識しております。

その取得に関しては事業環境、業績動向、財務状態など総合的に勘案し、必要な時に柔軟かつ機動的に実施していく方針であり、2021年度には約10億円の自己株式の取得を行う等、株主還元を努めてまいりました。

当社は、この数年の収益が伸び悩んでおり、株価低迷によりPBRが1倍を大きく割り込んだ状態については真摯に受け止めております。

一方で、前述の通り、当社グループの置かれている事業環境は大きな変化に直面しており、将来に向かって継続的に成長させ企業価値を高めるために必要な設備、研究開発、M&A等も想定した戦略的な成長投資の実施が必要となっております。

これに対して本議案は、上記の戦略的な成長投資の実施計画や関連する政策保有株式の処分を十分に考慮しておらず、投資の財源確保を困難にする懸念があり、結果として当社の企業価値向上と株主の皆様の利益に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第10号議案 剰余金処分の件

1. 議案の要領

年間の配当金総額が純資産の3%に相当する金額となるよう、以下の通り剰余金を処分する。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類
金銭

イ 1株当たり配当額

金119円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2024年10月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会をの日の翌営業日から起算して、3週間後の日

2. 提案の理由

本議案は、純資産配当率（DOE）3%相当である年間52億円の配当支払いを企図するものです。

当社はコントロールケープルおよびドアモジュールにおいて高い市場シェアを有していません。しかし、2018年10月期以降ROEは5%を下回り始め、その後の平均値は0.1%に留まり、PBRも0.3倍程度で推移しています。その主因は、過剰な純資産の蓄積にあります。

ROEの低下を是正し、企業価値を向上させるためには、利益率の改善と並行して、株主還元を通じた純資産の最適化が不可欠と考えます。

当社の時価総額は2024年10月末時点で582億円ですが、2024年7月末時点で、633億円の現金等に加え、477億円のその他金融資産を保有しており、今後の投資を見据えてもDOE 3%は過大な水準ではありません。

東京証券取引所の要請に端を発し、上場企業に対する「資本コストや株価を意識した経営」の要請が高まるなか、当社は株主資本を適正化するために株主還元を拡大する必要があります。一方、非公開化により、上場企業に求められる要請から離れて経営を行うことも合理的な選択肢であると考えます。

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社の配当政策は、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としており、環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮して実施してまいりました。

一方で、当社を取り巻く経営環境は、その主たる事業である自動車業界におきましては、電動化の流れが進み、当社に於いては主要製品であったコントロールケーブルの需要減少が続いています。一方で、自動車業界での部品のモジュール化が進み、当社を含む部品メーカーに求められるものが変化してきており、新しいビジネス機会が生まれています。

このような状況下において、当社は競争力のある製品の供給体制の強化を通じた顧客価値の向上や、新たな付加価値を持った新製品の開発といった施策を推し進め、安定した収益構造と資金創出力を強化し、将来に向かって当社グループを継続的に成長させ、企業価値を高めることが、最終的に株主の皆様への還元につながるかと判断しております。

一方で本議案は、剰余金の配当等について、当社の置かれた事業環境や業績動向を勘案せず、自己資本利益率の値の向上を主眼として、金119円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額を株主に配当するよう提案するものであり、当社グループによる機動的な資本政策の実施や、当社財務体質の維持を阻害するおそれがあり、中長期の展望に基づく成長投資の実行にも影響が生じ、企業価値の向上に繋がらなくなる可能性があります。

以上のことから当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

事業報告 (2023年11月1日から 2024年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では消費の落ち込みと景気の下振れリスクが懸念される中で経済は底堅く推移しております。欧州では堅調な雇用や物価上昇の鈍化にともない消費の回復が期待されております。一方、中国では不動産不況や消費の鈍化による景気の不透明感が増大し、アジア経済への影響も懸念されております。さらにウクライナ紛争とパレスチナでの軍事衝突の長期化により、各地域では依然として不透明な状況が続いており、世界経済の不確実性は増加しております。また、日本国内においては自動車生産の停滞による景気の踊り場を経て緩やかな回復へと推移しております。

自動車業界におきましては、日本国内の自動車生産台数は前年同期比2.9%減の836万台、米国の自動車生産台数は前年同期比1.4%増の1,084万台、中国の自動車生産台数は前年同期比7.4%増の3,052万台となりました。

当連結会計年度の経営成績は、主に北米・欧州において主要顧客の減産による影響、アジアでは主にインドネシア、ベトナムでの自動車市場低迷の影響により、販売が伸び悩む一方で、中国においては新規車種の生産開始が増加したこと等の影響により販売が前年比で伸長し、全体では円安による邦貨換算額の増加影響もあり、売上高は3,083億8千2百万円（前年同期比97億5千8百万円増、3.3%増）となりました。

営業利益については、原価低減、生産性向上並びに経費削減等の合理化による収益の確保や、各グループ会社での販売価格改定を始めとした利益改善の取り組みを進めたことで、中国、欧州、日本の各地域では営業利益は増加したものの、北米地域での売上の伸び悩みと労務費の増加、アジア地域における主にインドネシア、ベトナムでの売上減少による影響もあり、3億6千5百万円（前年同期比26億1千5百万円減、87.8%減）となりました。

経常利益は、主に受取配当金10億4千万円、受取利息9億1千7百万円、助成金収入5億1千5百万円並びに持分法による投資利益1億1千万円等を収益に計上したものの、支払利息4億5千2百万円、為替差損3億6千1百万円等を費用に計上したことにより、27億2千7百万円の経常利益（前年同期比26億円減、48.8%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、主に政策保有株式の売却により投資有価証券売却益48億9千1百万円、主に米国子会社での建物売却により固定資産売却益8億5千万円を特別利益に計上する一方で、特別損失で減損損失19億4千5百万円、貸倒引当金繰入額4億6千1百万円、インド子会社を中心に退職特別加算金1億3千8百万円を計上した影響等により、19億7千3百万円の親会社株主に帰属する当期純利益（前年同期は29億9千1百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の事業の概況

当社グループは、主として二・四輪用、産業機器用、医療機器用、住宅機器用、船舶用等の遠隔操作のコントロールケーブル、四輪用ウインドレギュレータ、ドアモジュール及びパワーリフトゲートとそれらの付属品の製造並びに販売を行っております。

当社グループの部門別の売上高は次のとおりであります。

区 分	第 80 期	第 81 期	前 年 同 期 比
コントロールケーブル	77,811百万円	77,152百万円	99.2%
ウインドレギュレータ	80,464百万円	86,878百万円	108.0%
ド ア モ ジ ュ ー ル	114,601百万円	106,751百万円	93.1%
パ ワ ー リ フ ト ゲ ー ト	10,512百万円	22,558百万円	214.6%
そ の 他	15,233百万円	15,041百万円	98.7%
計	298,623百万円	308,382百万円	103.3%

② 設備投資及び資金調達の状況

設備投資は、当社の設備増強、韓国・中国子会社の生産設備増強を中心に、総額118億6千2百万円を実施いたしました。

また、新株式発行及び社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	第 78 期 2021年10月期	第 79 期 2022年10月期	第 80 期 2023年10月期	第 81 期 (当連結会計年度) 2024年10月期
売 上 高	217,754百万円	255,616百万円	298,623百万円	308,382百万円
経常利益又は経常損失 (△)	3,032百万円	△2,474百万円	5,327百万円	2,727百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会 社株主に帰属する当 期純損失 (△)	4,896百万円	△7,120百万円	△2,991百万円	1,973百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	129円08銭	△189円85銭	△79円75銭	52円60銭
総 資 産	248,033百万円	270,314百万円	280,994百万円	270,260百万円
純 資 産	180,546百万円	188,778百万円	191,179百万円	184,587百万円
1株当たり純資産額	4,415円32銭	4,593円39銭	4,675円33銭	4,503円79銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	第 78 期 2021年10月期	第 79 期 2022年10月期	第 80 期 2023年10月期	第81期(当期) 2024年10月期
売 上 高	48,076百万円	49,082百万円	54,603百万円	53,863百万円
経 常 利 益	3,169百万円	3,004百万円	2,247百万円	4,614百万円
当期純利益又は当期 純損失 (△)	3,736百万円	△3,065百万円	272百万円	5,027百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	98円50銭	△81円73銭	7円26銭	134円02銭
総 資 産	119,181百万円	110,718百万円	116,104百万円	115,950百万円
純 資 産	97,804百万円	89,578百万円	92,267百万円	93,006百万円
1株当たり純資産額	2,607円61銭	2,386円94銭	2,458円61銭	2,478円27銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国TSK株式会社	大韓民国慶尚南道昌原市	6,077百万ウォン	100.0%	コントロールケーブル
出石ケーブル株式会社	兵庫県豊岡市	100百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス埼玉	埼玉県本庄市	291百万円	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
株式会社ハイレックス島根	島根県浜田市	450百万円	100.0%	//
株式会社ハイレックス関東	千葉県茂原市	96百万円	100.0%	コントロールケーブル
TSK of AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	19百万米ドル	100.0%	持株会社
HI-LEX AMERICA INC.	米国ミシガン州バトル クリーク市	7百万米ドル	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
HI-LEX CONTROLS INC.	米国ミシガン州リッチ フィールド市	3百万米ドル	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
HI-LEX MEXICANA,S.A.DE C.V.	メキシコケタロ州ケ レタロ市	42百万米ドル	100.0% (86.6%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX INDIA PRIVATE LTD.	インドハルヤナ州グル グラム	3,735百万 インドルピー	100.0%	//
HI-LEX VIETNAM CO.,LTD.	ベトナムハイフォン市	211,091百万 ベトナムドン	93.7%	コントロールケーブル
但馬ティエスケイ株式会社	兵庫県豊岡市	56百万円	100.0%	//
PT. HI-LEX INDONESIA	インドネシアバンテン 州タンゲラン市	24,439百万 インドネシアルピア	100.0%	コントロールケーブル、ウインド レギュレータ及びド アラッチ
PT. HI-LEX PARTS INDONESIA	インドネシアバンテン 州タンゲラン市	5,118百万 インドネシアルピア	100.0% (39.3%)	コントロールケーブル他
重慶海徳世拉索系統集团有限公司	中華人民共和国重慶市	204百万元	63.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
広州利時徳控制拉索有限公司	中華人民共和国広東省 広州市	28百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル
重慶海徳世控制拉索系統有限公司	中華人民共和国重慶市	17百万元	100.0% (100.0%)	//
煙台利時徳拉索系統有限公司	中華人民共和国山東省 煙台市	40百万元	100.0%	//
大同ハイレックス株式会社	大韓民国仁川広域市	28,010百万ウォン	71.8%	ウインドレギュレータ他
HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC	ハンガリーレーチャー グ市	2,387千ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
江蘇大同海徳世車門系統有限公司	中華人民共和国江蘇省 塩城市	65百万元	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ他
広東海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国広東省 広州市増城区	105百万元	100.0% (70.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長春海徳世汽車拉索有限公司	中華人民共和国吉林省 長春市	45百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
DAEDONG HI-LEX OF AMERICA INC.	米国アラバマ州チャン バース郡カセッタ市	8百万米ドル	100.0% (100.0%)	ドアモジュール
株式会社サンメディカル技術研究所	長野県諏訪市	90百万円	81.7%	医療用機器
HI-LEX EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国バイエル ン州シュヴァインフルト市	25千ユーロ	100.0%	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
大同ドア株式会社	大韓民国仁川広域市	47,829百万ウォン	97.4% (73.9%)	ドア・ラッチ他
江蘇大同多沃汽車配件有限公司	中華人民共和国江蘇省 張家港市	19百万元	100.0% (100.0%)	//
PT. HI-LEX CIREBON	インドネシア西ジャワ 州チルボン市	34,833百万 インドネシアルピア	100.0% (50.0%)	コントロールケーブル
杭州海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国杭州市	120百万元	90.0% (90.0%)	コントロールケーブル及び ウインドレギュレータ他
HI-LEX AUTO PARTS SPAIN, S.L.	スペインカタルーニャ 州バルセロナ	3千ユーロ	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX ITALY S.P.A.	イタリアキアーバリ	10,670千ユーロ	100.0% (20.1%)	ウインドレギュレータ及び ドアモジュール他
HI-LEX CZECH, S.R.O.	チェコモスト郡	8,361千ユーロ	100.0% (50.0%)	ドアモジュール他
株式会社ハイレックス宮城	宮城県栗原市	499百万円	100.0%	コントロールケーブル及びウ インドレギュレータ他
HI-LEX DO BRASIL LTDA.	ブラジルサンパウロ州	60,266千リアル	100.0% (100.0%)	//
HI-LEX SERBIA D.O.O.	セルビアスレム郡スレ ムスカミドロビツァ市	167百万 セルビアディナール	100.0% (100.0%)	ウインドレギュレータ
海徳世汽車部件(瀋陽)有限公司	中華人民共和国遼寧省 瀋陽市	1百万元	95.0% (95.0%)	//
HI-LEX DOOR INDIA PRIVATE LIMITED.	インドタミル・ナード ゥ州カーンチープラム	69百万 インドルピア	79.5% (79.5%)	ドア・ラッチ他
株式会社ハイレックスメディカル	東京都墨田区	100百万円	100.0%	医療用機器
天津海徳世拉索系統有限公司	中華人民共和国天津市	50百万元	100.0% (100.0%)	コントロールケーブル及びウ インドレギュレータ他
DAEDONG DOOR MEXICO S. DE R.L. DE C.V.	メキシコヌエボ・レオ ン州モンテレー	5百万米ドル	79.5% (79.5%)	ドア・ラッチ他

- (注) 1. 当社の議決権比率の欄の()内は、間接所有で内数を記載しております。
2. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は42社、持分法適用関連会社は2社であります。
3. 当連結会計年度において、従来連結子会社であったHI-LEX CABLE SYSTEM CO.,LTD.は清算終了したため、連結範囲から除外しております。
4. 当連結会計年度において、従来連結子会社であったHI-LEX RUS LLCは、持分をすべて売却したことに伴い、連結範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学的要因等によるサプライチェーンの寸断リスク、通商政策の不確実性に起因する需要変動リスクの高まり等から、先行きの不透明感が増しています。自動車業界におきましては、カーボンニュートラルに向けた自動車の電動化を背景に、新興EVメーカーの台頭、自動車部品メーカーの再編、世界自動車生産台数の伸びの鈍化等、大きな変革の時代にあります。

このような経営環境の変化に対処すべく、当社グループは卓越した提案力、課題解決力でお客様の困りごとへの一番の相談相手となる“To be the First-Call Company for customer’s better choice”をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、以下の5つの経営課題に取り組んでまいります。

[Ⅰ] 収益基盤の強化

ウインドレギュレータ、ドアモジュールの販売が拡大して連結売上高に占める割合において半分以上となる一方、当社グループ創業来の中核製品であったコントロールケーブルが約4分の1になる等、市場環境の変容に応じて当社グループの業容もまた変化しています。新興国市場においてはコントロールケーブルの需要継続が見込まれ、これまで蓄積してきた製品力で収益を確保いたします。ウインドレギュレータ、ドアモジュールにつきましては、製品に対する新たな付加価値の付与、生産性の改善等で収益性を高めてまいります。

[Ⅱ] 技術基盤の強化

自動車の電動化にともない、自動車部品の点数が減少する一方で、自動車部品のモジュール化、パッケージ化が進んでいます。当社グループは、これまで培ってきたコア技術に電子制御技術を加えたかたちでのシステム製品・モジュール製品・パッケージ製品の開発に注力し、市場のニーズに応じてまいります。そのために必要な人的、技術的資源調達的手段として、M&Aについても積極的に検討してまいります。

[Ⅲ] 成長基盤の強化

当社グループの事業ポートフォリオの拡充を目指し、非自動車事業にも注力してまいります。産業機器事業、医療事業におきましては、新たな付加価値を生み出すことができて今後成長の見込まれる分野へ挑戦し、積極的に投資していきます。

[IV] 経営基盤の強化

当社は事業部門を日本自動車事業、グローバル自動車事業、医療事業本部、事業開発本部の4つに再編し、各事業、各本部が経営課題・長期戦略設定をして、その解決・実現に向けて取り組む体制を新たに構築いたしました。また、管理本部を新設し、各事業の経営課題解決・長期戦略実現に向けた活動を支援する体制を整えました。

[V] 人財の育成

当社グループの最大の強みの一つは、世界15ヶ国に展開した拠点とそこで働く社員です。課題に対して果敢に挑戦する人財が高く評価されることを目指して新しい人事制度の設計をし、現在運用を開始しております。運用上の問題点を修正しながら、制度の成熟に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主 要 製 品
コントロールケーブル事業	パーキングケーブル、トランスミッションケーブル、各種オープナー/リリースケーブル
ウインドレギュレータ他事業	ウインドレギュレータ、ドアモジュール、ドア・ラッチ、医療用機器、パワーリフトゲートシステム、電動アクチュエータ等システム製品

(6) 主要な拠点等

① 当社

営業拠点	本社営業課（兵庫県宝塚市）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、名古屋営業所（愛知県豊田市）、浜松営業所（静岡県浜松市）、広島営業所（広島県安芸郡坂町）
生産拠点	医療機器事業部（兵庫県宝塚市）、三田工場（兵庫県三田市）、三田西工場（兵庫県三田市）、柏原工場（兵庫県丹波市）、三ヶ日工場（静岡県浜松市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地については「(3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
国 内	1,549	84(減)
海 外	10,543	826(減)
合 計	12,092	910(減)

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数(名)	前事業年度末比増減(名)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
966	15(減)	43.5歳	17.5年

(注) 従業員数には、出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,216,759株 (自己株式671,989株を含む)
 (3) 株主数 3,841名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
寺 浦 興 産 株 式 会 社	10,049	26.76
公 益 財 団 法 人 寺 浦 奨 学 会	1,554	4.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,259	3.35
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,061	2.82
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	1,034	2.75
ビーエヌワイエム アズ エー ジ ー テイ クライアンツ ノン ト リ ー テイ ー ジ ャ ス デ ッ ク	921	2.45
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	850	2.26
株 式 会 社 ア ル フ ァ	806	2.14
リ ム ジ ャ パ ン イ ベ ン ト マ ス タ ー フ ァ ン ド	740	1.97
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	739	1.97

(注) 持株比率は自己株式 (671,989株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権の名称	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権1個当たりの払込金額	新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間	役員の保有状況 取締役（社外取締役を除く）		
							新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第5回新株予約権	2013年12月13日	778個	普通株式 778株	2,295円	1円	2014年1月15日～ 2054年1月14日	778個	778株	1人
第6回新株予約権	2014年12月12日	630個	普通株式 630株	3,076円	1円	2015年1月14日～ 2055年1月13日	630個	630株	1人
第7回新株予約権	2015年12月11日	378個	普通株式 378株	3,102円	1円	2016年1月13日～ 2056年1月12日	378個	378株	1人

(注) 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

1. 新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日から10日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。
 2. 新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 浦 太 郎	HI-LEX HUNGARY CABLE SYSTEM MANUFACTURING LLC CEO HI-LEX CZECH, S.R.O. CEO
取 締 役	正 木 靖 子	弁護士 生活協同組合コープこうべ員外監事 株式会社ノーリツ社外取締役（監査等委員）
取 締 役	吉 川 博 巳	株式会社CureApp社外取締役
取 締 役	UENISHI KENJI	株式会社プライスハブルジャパン取締役
常 勤 監 査 役	松 本 耕 一	
監 査 役	上 田 隆 司	税理士
監 査 役	後 藤 研 了	公認会計士 学校法人兵庫医科大学監事 東和薬品株式会社社外取締役（監査等委員） 西日本旅客鉄道株式会社社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役正木靖子、取締役吉川博巳及び取締役UENISHI KENJIの3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上田隆司及び監査役後藤研了の2氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の上田隆司氏は、税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役の後藤研了氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役正木靖子、取締役吉川博巳、取締役UENISHI KENJI、監査役上田隆司及び監査役後藤研了の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役の加藤徹氏は、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
7. 取締役の赤西芳文氏は、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
8. 監査役の小林佐敏氏は、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
9. 監査役の太田克美氏は、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 取締役の報酬等の基本方針

- a. 当社取締役の報酬は、企業グループの経営者としての役割・職責に応じた報酬体系とします。
- b. グループ企業価値・業績の中長期にわたる持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主を始めとするステークホルダーと利益意識を共有できるものとします。
- c. 株主や社員をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たせるように、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されるものとします。

ロ. 取締役の報酬の水準

取締役報酬の水準については、信頼できる外部調査機関のデータに基づき、経営環境を考慮したうえで、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職に応じた金額を適宜・適切に設定します。

ハ. 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月次報酬、変動報酬として、短期業績に連動した賞与及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬として信託を用いた業績連動型株式報酬制度から構成するものとします。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、期待される役割に応じた月次での固定報酬のみとし、業績連動報酬等の変動報酬は支給しません。

二. 取締役の基本報酬(金銭報酬)の個人別の額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その支給割合及び算定等の手続きについては、関連する社内規定に基づき、役位、職責、前年業績等に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績に連動した賞与については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益及び各取締役担当部門の業績への貢献度を勘案して算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。業績指標と、賞与の算出方法は、適宜、環境の変化に応じて後述ト. の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬である信託を用いた業績連動型株式報酬制度については、非金銭報酬として当社株式を交付します。その額は、社内規定に基づき、賞与と同様に各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、対象となる受益者の役位を基礎とした一定の算定方法により決定され、事業年度ごとに株式交付ポイントとして付与されます。ポイントを付与された取締役に對しては、その退任時に株式交付ポイントの累積値に応じた数の当社株式を交付します。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、株主総会で決議された取締役の報酬額の上限を考慮し、同業もしくは同規模の他企業との比較による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。業績連動報酬の割合については、業績が悪化した場合を除き、原則としてその割合が10%~50%の範囲となるよう検討したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

注)業績連動報酬は、役員賞与（金銭報酬）と当社株式（非金銭報酬）に区分されます。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項及び任意の諮問機関に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、同委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。同委員会を対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

a. 指名報酬委員会の構成内容

取締役会決議により選定された3名以上の委員（うち、過半数は独立社外取締役）で構成されます。

b. 指名報酬委員会の機能

取締役及び執行役員の報酬等に係る基本方針等について、対象者の役位、責務、実績等を総合的に勘案したうえで審議を行い、その結果を取締役に答申します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金 銭 報 酬		非金銭報酬	
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬 (賞 与)	業 績 連 動 報 酬 (株 式 報 酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	57百万円 (13)	56百万円 (13)	-百万円 (-)	0百万円 (-)	6名 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (12)	25 (12)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	82 (26)	82 (26)	- (-)	0 (-)	11 (9)

- (注) 1. 上表には、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、各事業年度の当社グループの連結売上高及び連結営業利益であり、その当事業年度における実績は、連結売上高3,083億8千2百万円、連結営業利益は3億6千5百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社グループにおける経営上の目標の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬に係る指標に適しているものと判断したからであります。また、その業績連動報酬の額または数の算定方法は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 ホ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 上記の株式報酬の額には、業績連動型株式報酬制度に基づき当事業年度において取締役に付した株式交付ポイントに対応する株式報酬費用が含まれており、非金銭報酬として当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

5. 取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち社外取締役は2名）です。

また、2016年1月23日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬として取締役に取得させる株式の総数として、一事業年度当たり当社株式9,000株相当を上限（社外取締役は付与対象外）とすると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

6. 監査役の報酬限度額は、1993年1月23日開催の第49期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

7. 取締役会は、代表取締役社長 寺浦太郎に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定及び業績連動型株式報酬の株式交付の基礎となるポイント数の算定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

8. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2009年1月24日開催の第65期定時株主総会決議に基づき、2024年1月27日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役 1名（うち社外監査役 1名） 0百万円

合計 1名 0百万円

（各金額には、過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、監査役 1名（うち社外監査役 1名） 0百万円が含まれております。）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先会社名	兼職の内容
取締役	正木靖子	生活協同組合コープこうべ株式会社ノーリツ	員外監事 社外取締役（監査等委員）
取締役	吉川博巳	株式会社CureApp	社外取締役
取締役	UENISHI KENJI	株式会社プライスハブルジャパン	取締役
監査役	後藤研了	学校法人兵庫医科大学 東和薬品株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	監事 社外取締役（監査等委員） 社外取締役（監査等委員）

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正 木 靖 子	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回のうち1回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 吉 川 博 巳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回のうち1回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
取締役 UENISHI KENJI	2024年1月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された1回のうち1回に出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程において客観的・中立的立場での確な関与・助言をいただいております。
監査役 上 田 隆 司	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 後 藤 研 了	2024年1月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて職務を執行した行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされたことにより被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反であることを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

5. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。）に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、2022年12月9日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立役員として証券取引所に届け出をしている社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合を除き、独立委員会の勧告に従い対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.hillex.co.jp/>）に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針（買収防衛策）」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の

利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、2023年1月28日開催の当社第79期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は当社第79期定時株主総会終結のときから2026年1月頃に開催予定の当社第82期定時株主総会の終結の時までの3年間とされており、株主の皆様の意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

② 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主の皆様にとっての収益性と今後の収益予想や将来の事業展開等を考慮し、長期的な安定配当を維持していくことを基本方針としております。環境変化等に応じた内部留保レベルと長期的な安定配当及び連結での配当性向を考慮した配当政策を実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、企業体質の強化を図りながら、市場ニーズに応えるため製品開発、合理化設備、海外市場開拓及び海外生産拠点の充実等に効果的に投資してまいります。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり20円00銭とする予定であります。年間配当金では、中間配当金20円00銭と合わせて40円00銭とする予定であります。

なお、期末配当金につきましては、株主総会の決議事項といたします。

連結貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	146,659	流 動 負 債	69,689
現金及び預金	50,175	支払手形及び買掛金	36,225
受取手形	3,053	契約負債	1,670
売掛金	43,066	短期借入金	9,404
電子記録債権	1,584	1年内返済予定の長期借入金	306
有価証券	7,345	未払法人税等	2,325
商品及び製品	11,954	賞与引当金	2,047
仕掛品	4,210	役員賞与引当金	6
原材料及び貯蔵品	18,585	製品保証引当金	3,908
その他	7,608	その他	13,794
貸倒引当金	△923	固 定 負 債	15,983
固 定 資 産	123,597	長期借入金	1,423
有形固定資産	63,250	繰延税金負債	9,983
建物及び構築物	19,216	退職給付に係る負債	2,128
機械装置及び運搬具	24,005	その他	2,448
工具器具備品	2,688	負 債 合 計	85,673
土地	9,338	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,602	株 主 資 本	129,773
その他(純額)	3,400	資本金	5,657
無形固定資産	3,966	資本剰余金	7,864
のれん	1,047	利益剰余金	117,467
その他	2,919	自己株式	△1,215
投資その他の資産	56,379	その他の包括利益累計額	39,188
投資有価証券	45,612	その他有価証券評価差額金	23,128
長期貸付金	887	為替換算調整勘定	16,211
退職給付に係る資産	1,052	退職給付に係る調整累計額	△152
繰延税金資産	5,744	新株予約権	33
その他	4,729	非支配株主持分	15,592
貸倒引当金	△1,646	純 資 産 合 計	184,587
繰 延 資 産	3	負 債 ・ 純 資 産 合 計	270,260
資 産 合 計	270,260		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
高価	高価		308,382
利益	利益		277,410
費	費		30,971
益	益		30,606
			365
利息	利息	917	
当	当	1,040	
投	投	110	
資	資	133	
料	料	515	
入	入	84	
益	益	437	
金	金	600	
他	他		3,839
息	息	452	
損	損	361	
用	用	44	
費	費	181	
他	他	436	
			1,477
益	益		2,727
却	却	850	
入	入	4,891	
算	算	27	
益	益	16	
			5,786
損	損	5	
失	失	1,945	
却	却	148	
入	入	0	
額	額	461	
金	金	33	
加	加	138	
算	算		2,734
業	業		5,779
税	税	2,938	
額	額	△697	
益	益		2,241
属	属		3,538
す	す		1,564
属	属		1,973
す	す		

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,933	流動負債	12,666
現金及び預金	13,579	買掛金	6,076
受取手形	121	短期借入金	2,000
電子記録債権	1,544	未払金	918
売掛金	10,008	未払費用	505
有価証券	36	未払法人税等	913
商品及び製品	1,900	契約負債	3
仕掛品	1,811	預り金	33
材料及び貯蔵品	1,982	賞与引当金	614
前払費用	386	製品保証引当金	1,591
未収入金	2,347	その他	9
1年内回収予定の長期貸付金	78	固定負債	10,277
その他の貸倒引当金	135	長期未払金	11
	△0	繰延税金負債	9,234
固定資産	82,016	退職給付引当金	3
有形固定資産	8,236	役員株式給付引当金	28
建物	2,845	資産除去債務	152
構築物	162	債務保証損失引当金	783
機械及び装置	1,969	関係会社事業損失引当金	53
車両運搬具	21	訴訟損失引当金	7
工具、器具及び備品	219	その他	2
土地	2,494	負債合計	22,944
建設仮勘定	523	(純資産の部)	
無形固定資産	1,039	株主資本	69,842
特許権	1	資本金	5,657
借地権	152	資本剰余金	7,162
ソフトウェア	751	資本準備金	7,105
ソフトウェア仮勘定	113	その他資本剰余金	57
電話加入権	6	自己株式処分差益	57
施設利用権	14	利益剰余金	58,238
投資その他の資産	72,741	利益準備金	727
投資有価証券	40,851	その他利益剰余金	57,511
関係会社株式	22,413	配当準備金	5,900
関係会社出資金	4,093	研究開発積立金	13,200
従業員に対する長期貸付金	6	固定資産圧縮積立金	26
関係会社長期貸付金等	6,095	別途積立金	32,800
破産更生債権	789	繰越利益剰余金	5,584
長期前払費用	67	自己株式	△1,215
前払年金費用	339	評価・換算差額等	23,130
保険積立金	580	その他有価証券評価差額金	23,130
その他の貸倒引当金	333	新株予約権	33
	△2,831	純資産合計	93,006
資産合計	115,950	負債・純資産合計	115,950

損益計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	53,863
売上	48,523
販売費	5,339
営業	5,679
営業	△339
受取	94
受取	3,518
受取	1,190
為替	124
電力	84
その他	230
営業	5,243
支払	10
支払	175
電力	44
その他	59
経特	290
特別	4,614
固定	357
投資	4,891
関係	16
貸倒	17
債務	557
保証	5,840
別	38
固定	512
関係	1,045
関係	0
関係	1,066
貸倒	226
債務	53
保証	33
損失	2,978
引前	7,475
当期	1,254
純利	1,194
益	2,448
税引	5,027
法人	
税	
人	
税	
等	
調	
整	
額	
期	
純	
利	
益	

独立監査人の監査報告書

2024年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイレックスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 本 弘 治

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハイレックスコーポレーションの2023年11月1日から2024年10月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月12日

株式会社ハイレックスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	松	本	耕	一	㊟
監査役（社外監査役）	上	田	隆	司	㊟
監査役（社外監査役）	後	藤	研	了	㊟

株主総会会場ご案内略図

会場

兵庫県宝塚市栄町一丁目1番33号
宝塚ホテル 1階 宝寿の間



交通
機関



阪急電鉄「宝塚駅」徒歩4分
JR宝塚線「宝塚駅」徒歩7分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

HI-LEX

株式会社ハイレックスコーポレーション

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。